

与謝野町住民税務課職員の懲戒処分について

与謝野町では、令和6年3月18日付けで下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 被処分者 住民税務課職員（主任 40代 男性）
- 処分年月日 令和6年3月18日
- 処分内容 減給10分の1（1カ月）
- 処分理由 地方公務員法第29条第1項第2号（職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合）の規定による。
- 処分者 与謝野町長 山添 藤真
- 事業概要 令和5年10月16日にプレス発表しました「固定資産税（土地）の課税誤り」について、その原因について後追い調査を実施した結果、当時の担当職員が固定資産税の課税について誤った認識でシステムの入力作業を行い、かつ担当者として必要な確認作業並びに課内での複数チェックを怠ったことが課税誤りの原因と判明したことから地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づき、懲戒処分としての減給処分とするもの。

Press Release

報道各社 御中



■山添町長のコメント（お詫び）

この度、住民税務課職員の不適切な事務処理により、町行政に対する信用を著しく失墜させたことに対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今回の行為は、地方公務員法に抵触する公務員としてあるまじき非違行為であることから、当該職員を懲戒処分といたしました。

この度の事案をしっかりと検証し、二度とこのようなことが発生することがないように、より一層の服務規律の確保と綱紀粛正の徹底に努めまして、皆様からの信頼回復に向け、取り組んで参ります。

■令和5年10月16日付け「固定資産税（土地）の課税誤りについて」プレスリリースの抜粋

1. 概要

令和4年度固定資産税の当初課税に向けた電算システム処理において、本来であれば令和4年度から反映すべき変更内容が、次回の評価替え年度である令和6年度に反映される誤ったシステム上の設定となり、令和4年度時の正しい評価額がシステムに反映されず、令和4年度及び令和5年度の一部の土地の評価額及び税額に誤りが生じたもの。

2. 課税誤りの影響

令和4年度と令和5年度の固定資産税（土地）を法人を含む37人から過小に徴収（802,700円）した他、同じく法人を含む26人から過大に徴収（137,500円）したものの。

3. 還付の他、増額分の納税状況について

減額分の還付手続きの他、増額分の納税については、皆様にご協力いただき全て完了しています。

【取材・問い合わせ先】

与謝野町

総務課（担当：柴田）

TEL：0772-43-9010